

平成29年3月30日

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）	松本 純 様
内閣府副大臣	松本洋平 様
内閣府大臣政務官	務台俊介 様
財務大臣	麻生太郎 様
財務副大臣	木原 稔 様
財務副大臣	大塚 拓 様
財務大臣政務官	三木 亨 様
財務大臣政務官	杉 久武 様

(団体名称)

内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海
理事長 杉 浦 一 郎

本件に係る問い合わせ先
NPO 法人消費者被害防止ネットワーク東海
事務局長 野澤厚美
〒464-0075
名古屋市千種区内山3丁目28番2号
KS千種ビル6階F

地方消費者行政の恒久的な財源措置等に関する要望について

当団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とし、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条の内閣総理大臣の認定を受けている特定非営利活動法人（NPO法人）です。

国民生活の安全・安心の確保を地域で支える地方消費者行政を安定的に推進させるため、次のことを要望します。

1 要望の主旨

- (1) 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を行うこと。
- (2) 少なくとも、新規事業の実施期限を平成29年度までと制限し、実施事業の期限を5年から9年と制限している現在の要綱等を改めること。
- (3) 地方行政において消費者行政がしっかりと根付くように、核となる地方消費者行

政の担当課を育成して、担当者を配置するような政策及び施策を国において行うこと。

2 要望の理由

平成20年度からの消費者行政一元化の流れの中で、地方消費者行政の活性化が必要だとして、地方消費者行政活性化基金を造成するための交付金が国により措置されました。

加えて、平成21年9月に、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行とともに、消費者安全法が施行され、都道府県に消費生活センターの設置が義務づけられ、市町村においても、その設置に努めることとされたことは、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政が大きくステップアップする契機となりました。

その後、地方消費者行政活性化基金は、地方消費者行政推進交付金に移行され、今日まで継続されています。これらを活用し、消費生活センターの設置、消費生活相談員の空白自治体への配置、消費生活相談員の養成及びレベルアップ事業、並びに消費者教育等の取組が図られ、消費者を取り巻く状況は確実に向上了きました。愛知県でも、平成21年からの国の交付金を活用して、市町村へ補助を行った結果、県内すべての市町村に相談窓口が設置され、平成28年10月末で26市町村に消費生活センターが設置されています。

どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するという「地方消費者行政強化作戦」(平成26年1月策定)は、消費生活センター設置の当面の政策目標を人口5万人以上の市町は、100%、人口5万人未満の市町村は、50%以上としましたが、これにより、全国平均と比較してきわめて低い状況にあった愛知県内の市町村における設置率も大幅に改善されてきています。

しかしながら、一方で、いまだに多くの課題が残されています。

例えば、平成27年度に消費者庁が実施した消費者意識調査では、消費者被害やトラブルに遭った人が10.9%に上っています。また、消費者被害額は約6.1兆円と推計され、これは平成25年度調査の約6.0兆円、平成26年度調査の約6.7兆円とほぼ同水準であります。消費者被害は、減少することなく、情報通信の発達や社会環境の変化により、日々、あらたな問題が生じています。

このような中で、国が、地方消費者行政推進交付金の活用期限を事業ごとに設定しているため、地方において、前進した事業を継続するためには、期限が切れる事業から順次、自主財源化していくかねばなりません。しかしながら、厳しい地方財政においてそのような自主財源を捻出することは容易ではありません。このような状況下、市町村によっては、せっかく設置したセンターの継続が危ぶまれたり、平成21年度に造成された消費者行政活性化基金で任用されている消費生活相談員の継続任用ができないおそれがあります。

また、新規事業を実施できるのは平成29年度までとなっています。そのような規制をすることで、これまでのような研修が実施できない等、日々、新たな問題が生じている消費者被害に、現場で対応ができなくなるおそれがあります。

そして、何より、交付金措置を活用できるのが平成39年度までと制限をされていることと、先述の様々な制限により、地方における消費者行政の大幅な後退が危惧されています。

す。

「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）では、各自治体が設置する消費生活センターを一元的な消費生活相談窓口と位置付けました。また、緊急時の対応や広域的な問題への対処等のために全国ネットワークを構築することは、国の要請に基づくものであり、法律にも位置付けを行うことを踏まえ、国は相当の財源確保に努めるとされました。

実際、国においては、地方消費者行政活性化交付金（消費者行政活性化基金造成にかかる措置）や地方消費者行政推進交付金を措置され、地方消費者行政推進にかかる支援を継続してきました。しかしながら、前に述べたように、支援にかかる様々な制限があることにより、地方消費者行政は再び衰退する岐路に差し掛かっているのです。

地方自治体が消費者行政を行い、国民の声に十分に対応し、それが国に集約されることが、制度改革や行政規制を行う国の消費者行政を支えることにつながっています。今後、国の予算措置がなくなることにより、地方自治体が消費生活相談を取り止める、もしくは消費生活相談は受けてもパイオネットに入力をしなくなるといった事態になれば、国の消費者行政そのものが立ち行かなくなります。

今日の社会経済情勢の複雑化、地域社会の絆の弱体化、情報化社会や高齢化社会の進展により、消費生活問題及び多重債務問題は、複雑な要素を多数含み、解決困難なものが多くなっています。この解決のためには、消費者行政が、地域社会におけるネットワークの中心となり、地方自治体内部の連携を図っていくことがなにより必要です。

そのためには、消費者行政を担い、地域ネットワークのキーとして機能することができる消費者行政職員を配置し、消費者行政担当課を設置することが必要であると考えます。

このように、国民生活の安全・安心の確保を地域で支える地方消費者行政を安定的に推進させるため、予算措置をはじめ、必要な措置を国においてとっていただくよう要望いたします。